

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月6日

千葉県公安委員会委員長 小堀 陽 史

千葉県公安委員会規則第6号

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号ア（ア）中「幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）」を「小学校就学の始期に達するまでの者」に改め、同号ア（イ）中「、幼児」を「、小学校就学の始期に達するまでの者」に改め、同号ア（ウ）中「幼児」を「6歳未満の者」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月12日から施行する。